

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

- 資料 1 学校法人鶴岡学園の沿革
- 資料 2 教員の定年特例申合せ等
- 資料 3 一般学生の履修モデル
- 資料 4 修士修了までのスケジュール表
- 資料 5 北海道文教大学研究倫理規程
- 資料 6 学部と共有する施設，大学院専有施設図面
- 資料 7 大学院生用の研究室図面
- 資料 8 既設の理学療法学科・作業療法学科とリハビリテーション科学専攻の
相関
- 資料 9 時間割および14条特例学生の履修モデル
- 資料 10 北海道文教大学大学院長期履修学生に関する規程及び北海道文教大
学大学院の納付金について（案）
- 資料 11 委員会規程一覧
- 資料 12 自己点検・評価に関する計画表

鶴岡学園 沿革

鶴岡学園が「北海道女子栄養学校として産声を上げたのは、第二次世界大戦中の1942年、食料の乏しい戦時下にあって、食生活の改善と栄養指導の必要性を強く感じた鶴岡新太郎・トシ夫妻により設立された。北海道の人々の健やかな社会づくりと女性の社会進出を願って、「清く、正しく、雄々しく進め」と謳った建学の精神は、70年以上の歴史を重ねた今も色あせることなく、学生たちに脈々と受け継がれている。

1942年（昭和17年）	北海道女子栄養学校設立
1947年（昭和22年）	北海道栄養学校へ名称変更
1959年（昭和34年）	学校法人「鶴岡学園」設立 藤の沢女子高等学校開校
1963年（昭和38年）	北海道栄養短期大学（食物栄養科）開学
1965年（昭和40年）	短大／別科（調理専修）設置
1966年（昭和41年）	短大／家政科を設置 高校／北海道栄養短期大学附属高等学校へ名称変更
1968年（昭和43年）	短大／幼児教育学科を設置
1970年（昭和45年）	北海道栄養短期大学附属幼稚園開園
1979年（昭和54年）	短大／学科名変更（食物栄養学科、家政学科、幼児教育学科）
1981年（昭和56年）	短大／専攻科（食物専攻）を設置
1988年（昭和63年）	短大／食物栄養学科・専攻科・別科を恵庭キャンパスに移転 短大／家政学科を生活文化学科へ名称変更 高校／札幌明清高等学校へ名称変更、男女共学へ
1994年（平成6年）	短大／北海道文教短期大学へ名称変更 幼稚園／北海道文教短期大学附属幼稚園へ名称変更
1999年（平成11年）	北海道文教大学を恵庭市に開学 （外国語学部（英米語学科、中国語学科、日本語学科））
2000年（平成12年）	高校／北海道文教大学明清高等学校へ名称変更
2001年（平成13年）	短大／生活文化学科廃止
2002年（平成14年）	短大／北海道文教短期大学部へ名称変更 幼稚園／北海道文教短期大学部附属幼稚園へ名称変更
2003年（平成15年）	大学／人間科学部健康栄養学科設置 大学院／大学院グローバル研究科開設 中国語コミュニケーション専攻（修士課程）
2004年（平成16年）	短大部／専攻科（食物専攻）廃止、短大／別科（調理専修）を大学に移管 別科（留学生）を設置
2005年（平成17年）	短大／食物栄養学科廃止 短大／幼児教育学科を幼児保育学科へ名称変更
2006年（平成18年）	大学／人間科学部 理学療法学科設置 大学／外国語学部学科名変更（英米語コミュニケーション学科、中国語コミュニケーション学科、日本語コミュニケーション学科）
2007年（平成19年）	短大／別科（調理専修）廃止 人間科学部作業療法学科設置 大学院／中国語コミュニケーション専攻を言語文化コミュニケーション専攻に 名称変更
2008年（平成20年）	大学／人間科学部看護学科設置
2010年（平成22年）	大学／外国語学部3学科を国際言語学科に改組 大学／人間科学部こども発達学科設置
2011年（平成23年）	北海道文教大学短期大学部廃止 幼稚園／北海道文教大学附属幼稚園へ名称変更
2015年（平成27年）	大学院／健康栄養科学研究科健康栄養科学専攻（修士課程）設置

資料 2

北海道文教大学大学院「リハビリテーション科学研究科」、「こども発達学
研究科」教員の定年特例申合せ

(平成 28 年 2 月 23 日 理事会決定)

北海道文教大学大学院「リハビリテーション科学研究科」、「こども発達学研究科」を増設するに伴い、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に採用される教育職員の定年については、次の基準により行う。

1. 教育職員の範囲

教授、准教授、講師、助教

2. 現職から引き続いて採用する者の定年は、鶴岡学園就業規則第 19 条を適用する。

3. 定年の経歴を有する者又は定年後に採用する者

(1) 教授

① 70 歳以上の者— (73 歳定年)

[ただし、採用時並びに在職中に 73 歳を超える者は平成 31 年 3 月 31 日を限度とする。]

② 65 歳以上 70 歳未満の者— (70 歳定年)

[ただし、採用時並びに在職中に 70 歳を超える者は平成 31 年 3 月 31 日を限度とする。]

(2) 准教授、講師、助教

① 65 歳以上 70 歳未満の者— (70 歳定年)

[ただし、採用時並びに在職中に 70 歳を超える者は平成 31 年 3 月 31 日を限度とする。]

附 則

1. この申し合わせは、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

北海道文教大学大学院「リハビリテーション科学研究科」、「こども発達学
研究科」教員の給与特例申合せ

(平成 28 年 2 月 23 日 理事会決定)

北海道文教大学大学院に「リハビリテーション科学研究科」、「こども発達学研究科」を増設するのに伴い、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に採用される教育職員の給与の決定等については、次の基準により行う。

1. 教育職員の範囲

教授、准教授、講師、助教

2. 現職から引き続いて採用する者は、鶴岡学園給与規程による。

ただし、特に考慮を要する者については第 3 項第 3 号を準用する。

3. 定年の経歴を有する者又は定年後に採用する者

(1) 号俸等の調整 — 学歴・職歴等を基礎に給与決定の号俸等の調整を行う。
この場合の最高年齢を 56 歳とする。

(2) 給与決定 — (1) の調整を基に、次の区別に給与規程の基本給表により個々に交渉して給与の決定を行う。

①教授

- 一 70 歳以上の者又は担当授業時間数が少ない者 400 万円見当
- 二 65 歳以上 70 歳未満の者又は担当授業時間数が平均的な者 600 万円見当
- 三 60 歳以上 65 歳未満の者又は担当授業時間数が平均的な者 700 万円見当

②准教授、講師、助教

- 一 65 歳以上の者又は担当授業時間数が少ない者 400 万円見当
- 二 60 歳以上 65 歳未満の者又は担当授業時間数が平均的な者 600 万円見当

(3) 上記 (1)、(2) の調整の他、特に必要な場合は理事会において給与を決定する。

附 則

1. この申しあわせは、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

学校法人鶴岡学園就業規則（抄）等

学校法人鶴岡学園就業規則（抄）

（平成3年12月7日 則 第6号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により学校法人鶴岡学園（以下「学園」という。）の職員就業に関する基本的な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 この規則において職員とは、第5条の規定により学園に採用された者をいう。

2 職員のうち、教育に直接従事する職員を教育職員、事務及びその他の業務に従事する職員を一般職員という。

3 所属長とは、次の各号に定める者をいう。

- ① 学校法人鶴岡学園 事務局長
- ② 北海道文教大学長
- ③ 北海道文教大学明清高等学校長
- ④ 北海道文教大学附属幼稚園長

（適用範囲）

第3条 この規則は、前条第1項に定める職員に適用する。ただし、次の各号に掲げる者の就業に関する事項については、それぞれの就業規則の定めるところによる。

- ① 嘱託職員 嘱託職員就業規則
- ② 臨時職員 臨時職員就業規則
- ③ 特別嘱託職員 特別嘱託職員就業規則

第4条～第14条 略

第4節 降任、解雇、退職及び定年

（降任・解雇）

第15条 職員が次の各号の一に該当する場合は、これを降任し又は解雇することができる。

- ① 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき
- ② 職務に必要な適格性を欠くとき
- ③ 前各号のほか、業務の都合によりやむを得ないとき
- ④ 削除
- ⑤ 削除

2 前項の規定により解雇する場合は、学園給与規程による1ヵ月分の給与相当額を支給する。

（退職日）

第16条 職員が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職と

する。

- ① 死亡したとき 死亡の日
- ② 削除
- ③ 休職期間が満了し、復職することができないと認められるとき
休職期間満了の日
- ④ 第19条の定年に達したとき 定年に達した最初の3月31日
- ⑤ 退職を願い出たとき 学園が承認した日
- ⑥ 第6条の2の契約が満了したとき 契約期間満了日
(退職願)

第17条 職員が自己の都合により退職しようとするときは、その日の14日前までに退職願を提出しなければならない。

(事務引継)

第18条 職員が退職し、又は解雇されたときは、速やかに保管品及び貸与品を返納し、業務上の書類とともに後任者又は所属長が指定する者に事務引継を行わなければならない。

(定年)

第19条 職員の定年は次の各号に定める年齢とする。

- ① 北海道文教大学の教授、准教授、講師、助教及び助手 65歳
- ② 前号以外の職員 60歳

2 削除

3 削除

(再雇用)

第19条の2 前条の規定により退職する前条第1項第2号に定める職員のうち、当該職員が希望する場合は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号、以下「高年齢者雇用安定法」という。)第9条の規定に基づき、解雇事由または退職事由に該当しない者の場合は、65歳までを限度とし嘱託職員として再雇用する。

第20条～第61条 略

附 則

この規則は、昭和34年1月19日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日において、現に在職する教授は65歳に達した後は、理事会に諮り1年契約で嘱託職員として68歳まで勤務することが出来る。
- 3 平成9年4月1日施行の附則第2項第1号は、本附則の第2項を適用する。
- 4 学部、学科の設置等により採用する職員は、その都度「定年特例申合せ」を定め適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日において、現に在職する職員のうち、契約期間の満了日が平成25年4月1日以降の職員については、同満了日から引き続く契約期間から第6条の2第2

項を適用する。

- 3 第19条の2が適用される職員のうち、下表に左欄に定める期間については、同条の規定にかかわらず、右欄に掲げる雇用年齢まで嘱託職員として再雇用する。

期 間	雇用年齢
平成25年4月1日から平成28年3月31日	61歳まで
平成28年4月1日から平成31年3月31日	62歳まで
平成31年4月1日から平成34年3月31日	63歳まで
平成34年4月1日から平成37年3月31日	64歳まで

- 4 前項に定める雇用年齢以上の者のうち、高年齢者雇用安定法附則第3項に基づき、なお効力を有することとされる改正前の高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定める基準に該当する者については、65歳まで再雇用する。

学校法人鶴岡学園嘱託職員就業規則（抄）

（平成 9 年 4 月 26 日 則 第 3 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、学校法人鶴岡学園就業規則（昭和 34 年 1 月 19 日制定）（以下「学園就業規則」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する、嘱託職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において嘱託職員（以下「職員」という。）とは、学校法人鶴岡学園（以下「学園」という。）の特別の必要から、教育・研究及び学校運営に豊富な経験を有する者が学園就業規則の適用を受ける者と異なる所定労働時間で、かつ、労働契約の期間を定めて第 4 条の規定により採用された次に掲げる者をいう。

① 学園内の職員は学園就業規則第 19 条に規定する定年年齢を超えた者

② 学園外の者は定年及び定年の経歴を有する者

（雇用期間）

第 3 条 前条に規定する職員の雇用期間は、当該年度末までの一年以内とする。

2 前項による雇用期間満了の場合には、何らの通知を要せず当然に雇用契約が終了して退職する。

（職員の雇用）

第 4 条 職員は、次のように雇用する。

2 雇用職種は、教育職員及び一般職員とする。

3 雇用期間は、第 3 条第 1 項の期間を、最大 5 回まで繰り返すことができる。

4 第 2 項の雇用職種が北海道文教大学の教育職員の場合、満 70 歳に達する年度末までを雇用限度とする。

5 第 2 項の雇用職種が北海道文教大学明清高等学校及び北海道文教大学附属幼稚園教育職員の場合、満 65 歳に達する年度末までを雇用限度とする。

6 第 2 項の雇用職種が一般職員の場合、満 65 歳に達する年度末までを雇用限度とする。

第 5 条 ～ 第 58 条 略

附 則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

学校法人鶴岡学園特別嘱託職員就業規則（抄）

（平成 25 年 3 月 21 日 則 第 2 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、学校法人鶴岡学園就業規則（昭和 34 年 1 月 19 日制定。以下「学園就業規則」という。）第 3 条第 1 項第 3 号に規定する、特別嘱託職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において特別嘱託職員（以下「職員」という。）とは、学校法人鶴岡学園嘱託職員就業規則（以下「嘱託職員就業規則」という。）第 4 条及び学校法人鶴岡学園臨時職員就業規則（以下「臨時職員就業規則」という。）第 4 条に規定する年齢に達した日以後に労働契約の期間が満了したことにより学園を退職し、引き続き本規則第 4 条の規定により再雇用された者、並びに学校法人鶴岡学園（以下「学園」という。）の特別の業務等を委嘱するため、学園が雇用を認めた者で雇用期間を定めて本規則第 4 条の規定により採用された者のうち、嘱託職員就業規則及び臨時職員就業規則の適用を受けない者をいう。

（雇用期間）

第 3 条 前条に規定する職員の雇用期間は、当該年度末までの一年以内とする。

2 前項による雇用期間満了の場合には、何らの通知を要せず当然に雇用契約が終了して退職する。

（職員の雇用）

第 4 条 職員は、次のように雇用する。

2 雇用職種は、教育職員及び一般職員とする。

3 雇用期間は、第 3 条第 1 項の期間を、最大 5 回まで繰り返すことができる。

4 第 2 項の雇用職種が北海道文教大学の教育職員の場合、満 73 歳に達する年度末までを雇用限度とする。

5 第 2 項の雇用職種が北海道文教大学明清高等学校及び北海道文教大学附属幼稚園教育職員の場合、満 70 歳に達する年度末までを雇用限度とする。

6 第 2 項の雇用職種が一般職員の場合、満 70 歳に達する年度末までを雇用限度とする。

7 第 4 項から第 6 項の年齢に達した日以後、なお余人をもって換え難い者として学園が特に雇用を認めた者にあつては、理事会の決定による雇用期間とする。

第 5 条 ～ 第 56 条 略

附 則

1 この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 学校法人鶴岡学園特別嘱託職員の雇用に関する申合せ（平成 16 年 2 月 20 日理事会決定）は、廃止する。

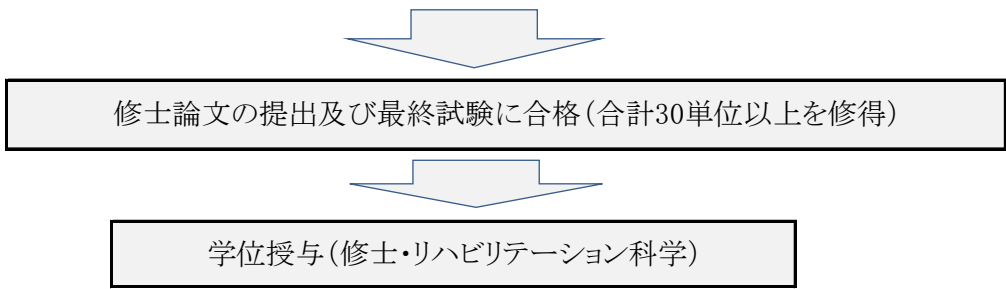
【リハビリテーション科学専攻 生理学分野 通常履修モデル(2年)】

【修了要件及び履修方法】

必修16単位、基礎科目及び専門科目の選択科目から14単位以上を修得して合計30単位以上修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。なお、専門科目では各分野に応じて、指導教員の担当する特論及び特論演習の2科目4単位を選択必修とする。

の科目は必修及び選択必修を示す

特別研究を除く単位数		科目	基礎科目	専門科目	特別研究
特別研究を除き22単位以上を修得	1年目 14単位	1年前期	リハビリテーション科学特論 (必修・2単位)	神経生理学特論 (選択必修・2単位)	研究指導 (必修・8単位)
			身体機能解析学特論 (必修・2単位)		
			生活支援学特論 (選択・2単位)		
			公衆衛生学特論 (選択・2単位)		
	1年後期	身体機能解析学演習 (必修・2単位)	神経生理学特論演習 (選択必修・2単位)		
	2年目 8単位	2年前期	プレゼンテーション技法 (選択・2単位)		
			保健福祉政策論 (必修・2単位)		
			医療統計学特論 (選択・2単位)		
			リハビリテーション管理学特論 (選択・2単位)		
	2年後期	2年後期は修士論文作成を主に行う			



【本学大学院修了後の進路】

生理学分野における研究法を身に付け、臨床現場で活用する。
 教員として学生指導に従事する。
 大学院博士後期課程を目指す。

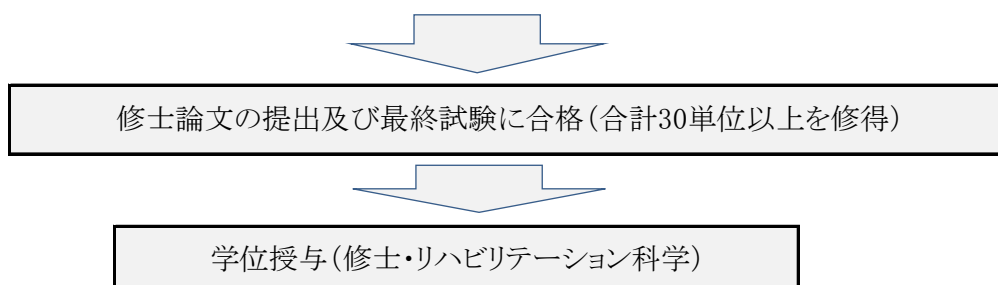
【リハビリテーション科学専攻 臨床応用分野 通常履修モデル(2年)】

【修了要件及び履修方法】

必修16単位、基礎科目及び専門科目の選択科目から14単位以上を修得して合計30単位以上修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。なお、専門科目では各分野に応じて、指導教員の担当する特論及び特論演習の2科目4単位を選択必修とする。

の科目は必修及び選択必修を示す

特別研究を除く 単位数	科目	基礎科目	専門科目	特別研究	
特別研究を除き 22単位以上を修得	1年目 14単位		リハビリテーション科学特論 (必修・2単位)	運動器障害学特論 (選択必修・2単位)	
		1年前期	身体機能解析学特論 (必修・2単位)		
			生活支援学特論 (選択・2単位)		
			公衆衛生学特論 (選択・2単位)		
	1年後期	身体機能解析学演習 (必修・2単位)	運動器障害学特論演習 (選択必修・2単位)	研究指導 (必修・8単位)	
	2年目 8単位	2年前期	プレゼンテーション技法 (選択・2単位)		
			保健福祉政策論 (必修・2単位)		
			医療統計学特論 (選択・2単位)		
リハビリテーション管理学特論 (選択・2単位)					
2年後期	2年後期は修士論文作成を主に行う				



【本学大学院修了後の進路】

臨床応用分野における研究法を身に付け、臨床現場で活用する。

教員として学生指導に従事する。

大学院博士後期課程を目指す。

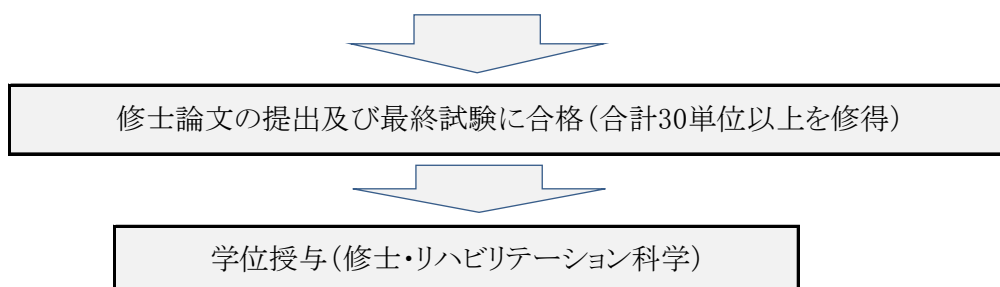
【リハビリテーション科学専攻 健康増進分野 履修モデル(2年)】

【修了要件及び履修方法】

必修16単位、基礎科目及び専門科目の選択科目から14単位以上を修得して合計30単位以上修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。なお、専門科目では各分野に応じて、指導教員の担当する特論及び特論演習の2科目4単位を選択必修とする。

□の科目は必修及び選択必修を示す

	特別研究を除く 単位数	科目	基礎科目	専門科目	特別研究
特別研究を除き 22単位以上を取得	1年目 16単位	1年前期 8単位	□ リハビリテーション科学特論 (必修・2単位)	□ ヘルスプロモーション学特論 (選択必修・2単位)	研究指導 (必修・8単位)
			□ 身体機能解析学特論 (必修・2単位)		
		1年後期 8単位	□ 生活支援学特論 (選択・2単位)		
			□ 公衆衛生学特論 (選択・2単位)		
			□ 身体機能解析学演習 (必修・2単位)	□ ヘルスプロモーション学特論演習 (選択必修・2単位)	
	2年目 6単位	2年前期 6単位	□ プレゼンテーション技法 (選択・2単位)		
			□ 保健福祉政策論 (必修・2単位)		
			□ 医療統計学特論 (選択・2単位)		
			□ リハビリテーション管理学特論 (選択・2単位)		
	2年後期	2年後期は修士論文作成を主に行う			



【本学大学院修了後の進路】

リハビリテーション健康増進分野における研究法を身に付け、臨床現場で活用する。
 教員として学生指導に従事する。
 大学院博士後期課程を目指す。

修士論文作成スケジュール表

1 年次

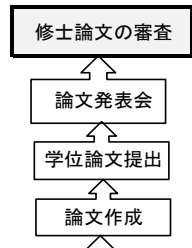
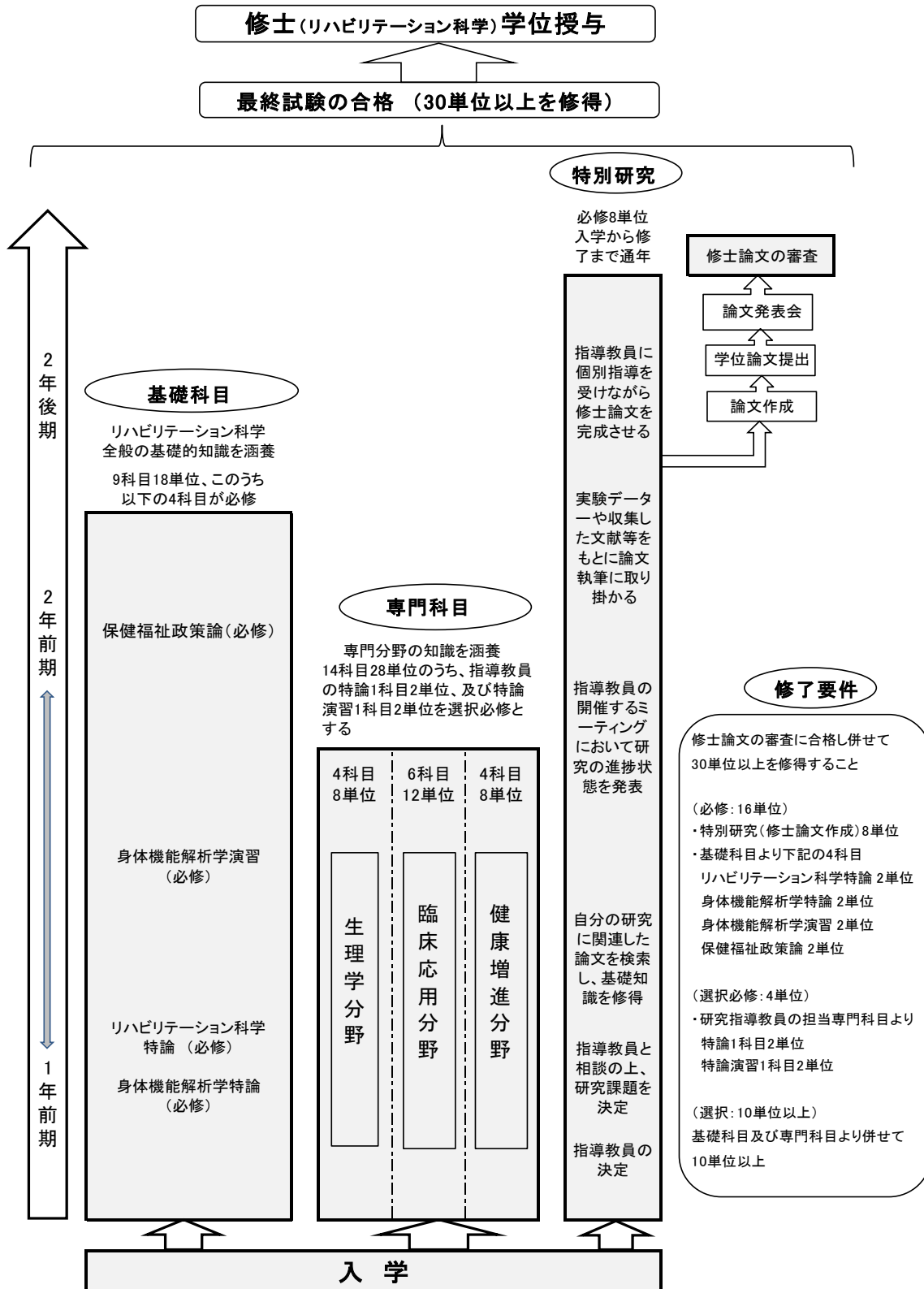
4 月	指導教員の決定 研究科の趣旨と目的について理解を図り、履修指導を受ける。
	↓
6 月	研究テーマの提出
	↓
12 月	修士論文作成計画の提出
	↓
	(文献・資料研究・調査研究・予備調査の開始・論文草案の作成)
	↓
2 月	研究計画発表会

2 年次

7 月	修士論文中間発表会
	↓ 論文作成指導上の意見交換
9 月	修士論文の概要の提出
	↓ 論文作成指導上の意見交換
1 月	修士論文提出
	↓
2 月	修士論文発表会及び審査
	↓
3 月	学位の授与

修士課程修了までのスケジュール表

2年通常履修モデル



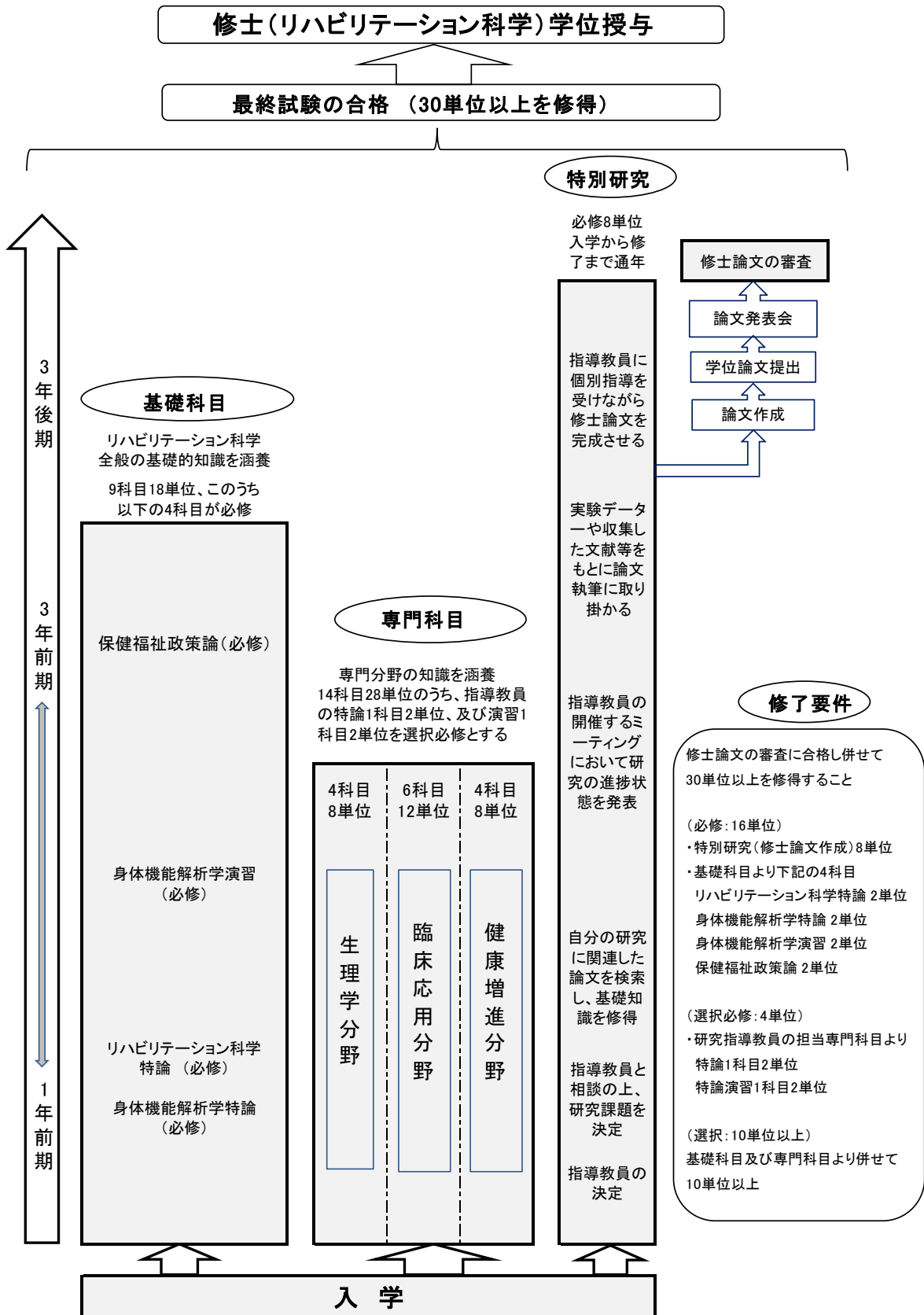
2年後期

2年前期

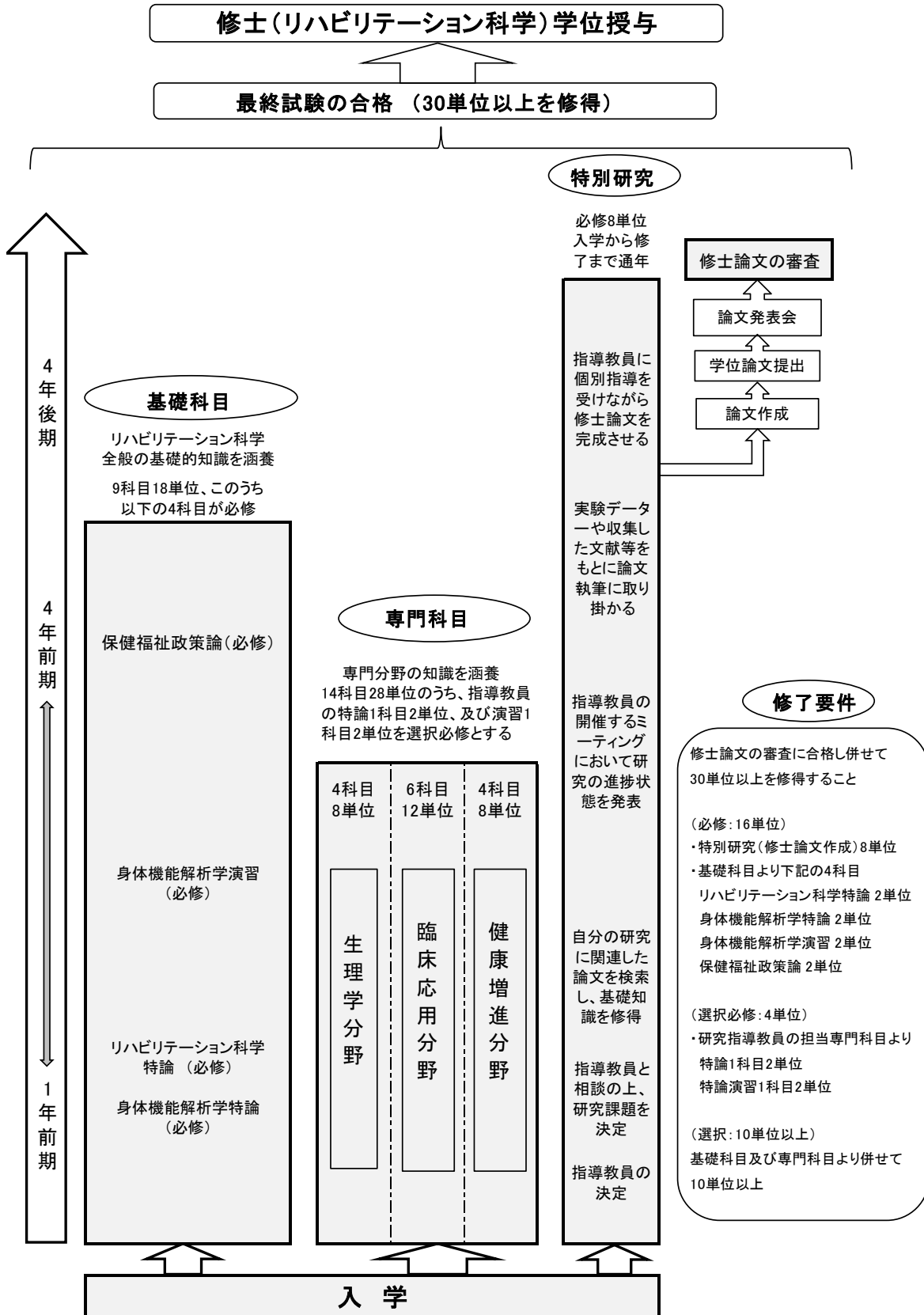
1年前期

入学

3年長期履修モデル



4年長期履修モデル



北海道文教大学研究倫理規程

(平成26年10月16日 則 第4号)

(前文)

大学における学術研究は、その高度な発展と共に、社会に対する責任は非常に大きくなってきていることに鑑み、学術研究に従事する研究者は、その研究の目的が何であるかを自覚して、自らの自由な研究活動を行うことに努め、その研究の成果は社会及び人類の幸福に寄与するものでなければならない。

一方、大学には教育機関としての重大な責務が課せられていると同時に、高度に専門化した研究を行う機関であり、他の研究機関との相互的交流のなかで研究活動を行っている。したがって、学術研究に携わる者は、真理の探究に謙虚であるとともに、学生の教育に努め、その人間性を尊重し、また、自らの研究に対し真摯でなければならない。

このような意味で、本学において学術研究を推進する者は、人間の生命の尊厳に立脚した研究の倫理に則って、研究・教育にあたらなければならない。

北海道文教大学は、本学の構成員が個人の良心に照らして行動するだけでなく、研究者としての倫理に基づき、あらゆる場面において適切に研究を遂行することができるよう努め、この課題を実現するために、ここに北海道文教大学研究倫理規程を定める。

(目的)

第1条 この規程は、北海道文教大学（以下「本学」という。）における学術研究が、科学的、社会的、倫理的観点から判断して適切に進められ、当該学術研究の信頼性と公正性が確保されるよう、研究を遂行する上で遵守すべき倫理規準を定め、もって、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。

(研究の原則)

第2条 研究者は、高い倫理的規範のもとに、自律的に研究を遂行し、その結果に責任を持ち、研究に対して真摯で公正な態度をとるよう努めなければならない。

2 研究者は、個人それぞれをその人格性において尊重し、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規程で、研究者とは、本学の教員及び本学で研究活動に従事する学部学生、大学院学生及び研究生（以下「学生」という。）並びに本学で研究活動を行う共同研究者等、研究に関わる全ての者をいう。ただし、学部生及び大学院生の研究については、この規程の内容を熟知した指導教員の責任の下に行われているものとして取り扱う。

- 2 この規程で、研究とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。
- 3 この規程で、発表とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の遵守事項)

第4条 研究者は、たえず自己の専門研究能力と知識の水準を高度に維持し、さらにその向上をめざして自己研鑽に努めなければならない。

- 2 研究者は、その研究活動において、文化、伝統、価値観及び規範の多様性の理解に努め、かつこれを尊重しなければならない。また、同活動において、性別、人種、出自、地位、思想、宗教などによる差別的扱いをしてはならない。
- 3 研究者は、共同研究者、研究協力者及び研究支援者等の人格並びにそれぞれの学問的立場を尊重しなければならない。
- 4 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、広く教育的見地に立ち、不当な圧力や制限を蒙らないように十分な配慮をしなければならない。
- 5 研究者は、自らの研究活動について、その研究の計画・目的・進捗状況等を説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究成果の公表と社会への還元を努めなければならない。
- 7 人を含む生命を研究対象とする場合、その研究は科学的、社会的及び倫理的に妥当な方法で行わなければならない。
- 8 研究者は、利害関係者との金品授受等（学位審査時の金品授受を含む）を行ってはならない。

(研究のための情報・データ等の収集、利用及び管理)

第5条 研究者は、資料、情報、データ等を科学的かつ倫理的に適切な方法で収集しなければならない。

- 2 研究者は、収集した資料、情報、データ等について、消滅、漏洩、改ざん等を防ぐための適切な措置を講じ、適切な期間、これらを保存しなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、正当な理由なくこれを他に洩らしてはならない。

(研究成果の発表)

第8条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、これを公表するように努め

なければならない。

2 研究者は、研究成果の発表に際しては、他の研究のもつ優先性を尊重するとともに、他者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。

3 研究者は、研究成果の捏造、改ざん、又は盗用等の不正行為をしてはならない。

この項において規定する、捏造、改ざん、盗用とは、次の行為をいう。

(1) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成する行為をいう。

(2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為をいう。

(3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為をいう。

4 研究者は、研究を遂行する上で助言を受けた者、援助を受けた組織に対し、研究成果の発表の際に、適切に謝意を表さなければならない。

(オーサーシップ)

第9条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の独創性に十分な貢献をしたと認められる場合に、オーサーシップが認められる。

2 共同研究の成果発表に際しては、共著者とその順位、連絡責任者を適切に決定し、共同研究者全員の合意を得なければならない。

(研究費の取扱)

第10条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、あるいは寄付金等から提供されていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費にのみ使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、本学の諸規程及び当該研究費の使用規程等を遵守し、その用途に関する書類等の管理を厳重に行い、研究期間終了後においても、一定期間保存するとともに、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

(他者の業績評価)

第11条 研究者が他者の研究業績の評価に関わる時は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該評価の評価基準等に従い、自己の見識及び知識に照らして適切に評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わる中で知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(ハラスメントの禁止)

第12条 研究者は、研究活動を行うにあたり、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行っては

ならない。

(利益相反)

第13条 研究者は、研究活動を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり、及び可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(北海道文教大学の責務)

第14条 本学は、本規程に基づいて、研究者の研究倫理意識の周知徹底を図り、必要な諸規程の整備、運営組織の設置・充実に努める責務を有する。

2 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては速やかに適切な措置を講じるものとする。

3 本条の目的を達成するため、本規程に定められた諸事項は北海道文教大学研究倫理審査委員会で扱うこととする。

4 前項の委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第15条 この規程に関する庶務は、事務局関係各課の協力を得て総務部総務課が処理する。

(改廃)

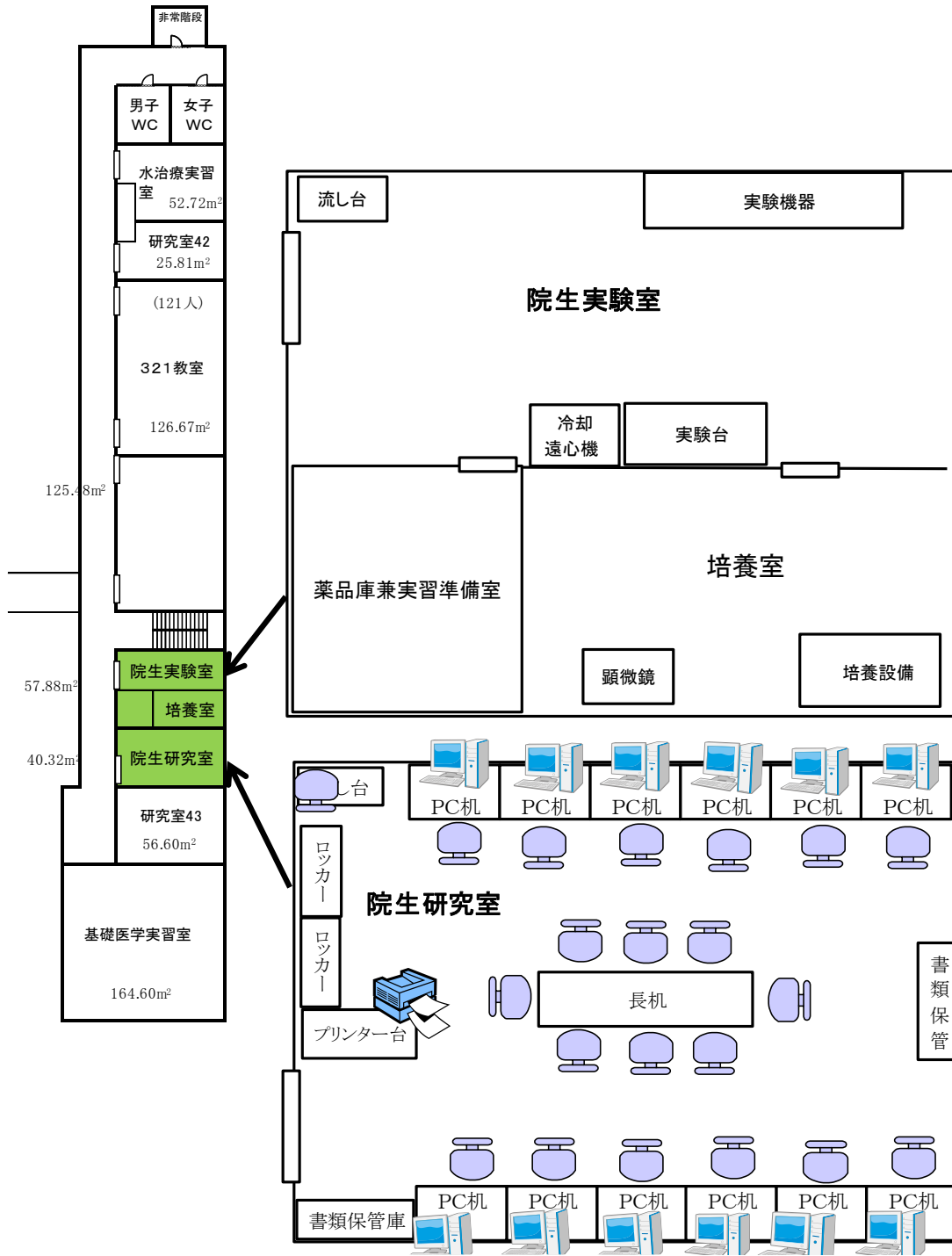
第16条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

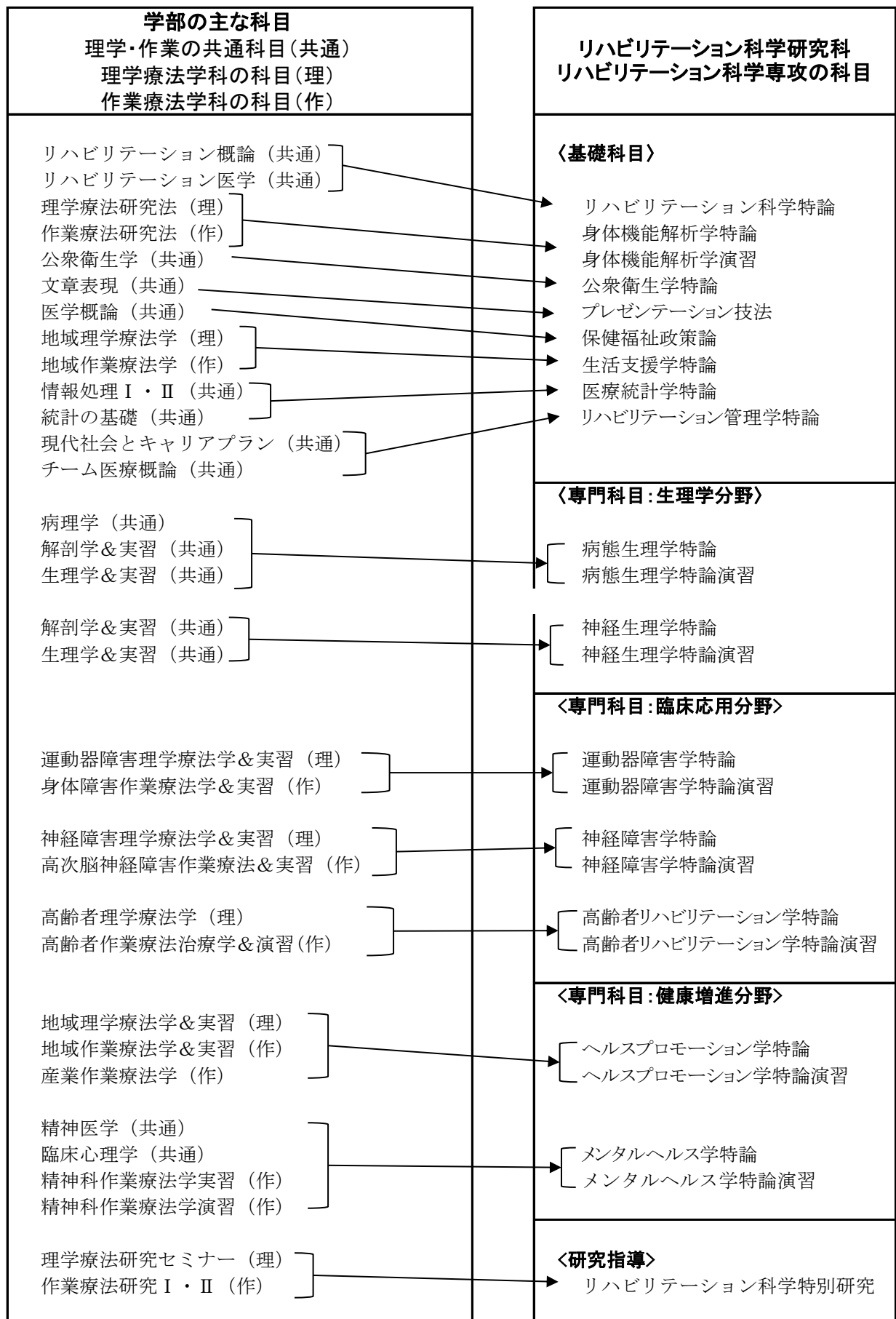
この規程は、平成26年10月16日から施行する。

リハビリテーション科学専攻の院生研究室器具等配置図

3号館【2階】



既設学部(人間科学部理学療法学科・人間科学部作業療法学科)との関係



資料 9

リハビリテーション科学専攻 時間割

1 年前期	講時	時間	月	火	水	木	金	土
	1	9:00~10:30						リハビリテーション科学特論
	2	10:40~12:10						身体機能解析学特論
	3	13:00~14:30						生活支援学特論
	4	14:40~16:10						公衆衛生学特論
	5	16:20~17:50						運動器障害学特論
	6	18:00~19:30	病態生理学特論	神経生理学特論		ヘルスプロモーション学特論	高齢者リハビリテーション学特論	
	7	19:40~21:10	メンタルヘルス学特論		神経障害学特論			

1 年後期	講時	時間	月	火	水	木	金	土
	1	9:00~10:30						身体機能解析学演習
	2	10:40~12:10						
	3	13:00~14:30						運動器障害学特論演習
	4	14:40~16:10						
	5	16:20~17:50						メンタルヘルス学特論演習
	6	18:00~19:30	病態生理学特論演習	神経生理学特論演習	神経障害学特論演習	ヘルスプロモーション学特論演習	高齢者リハビリテーション学特論演習	
7	19:40~21:10							

2 年前期	講時	時間	月	火	水	木	金	土
	1	9:00~10:30						プレゼンテーション技法
	2	10:40~12:10						医療福祉政策論
	3	13:00~14:30						
	4	14:40~16:10						
	5	16:20~17:50						
	6	18:00~19:30	医療統計学特論	リハビリテーション管理学特論				
7	19:40~21:10							

2 年後期	講時	時間	月	火	水	木	金	土
	1	9:00~10:30						
	2	10:40~12:10						
	3	13:00~14:30						
	4	14:40~16:10						
	5	16:20~17:50						
	6	18:00~19:30						
7	19:40~21:10							

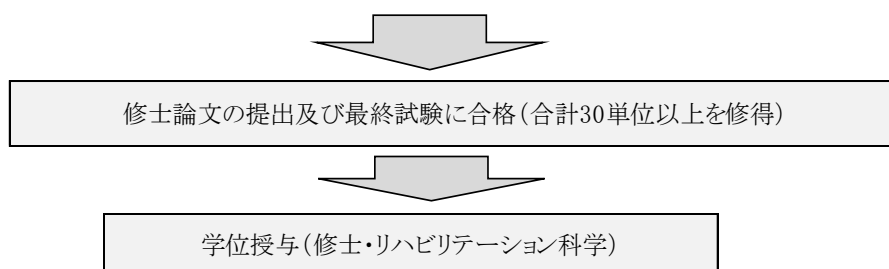
【リハビリテーション科学専攻 生理学分野 長期履修モデル(3年)】

【修了要件及び履修方法】

必修16単位、基礎科目及び専門科目の選択科目から14単位以上を修得して合計30単位以上修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。なお、専門科目では各分野に応じて、指導教員の担当する特論及び特論演習の2科目4単位を選択必修とする。

の科目は必修及び選択必修を示す

特別研究を除く 単位数	科目	基礎科目	専門科目	特別研究
特別研究を除き 22単位以上を修得	1年目 8単位	1年前期	リハビリテーション科学特論 (必修・2単位)	神経生理学特論 (選択必修・2単位)
			身体機能解析学特論 (必修・2単位)	
		1年後期	身体機能解析学演習 (必修・2単位)	
	2年目 8単位	2年前期	生活支援学特論 (選択・2単位)	
			公衆衛生学特論 (選択・2単位)	
			プレゼンテーション技法 (選択・2単位)	
		2年後期		神経生理学特論演習 (選択必修・2単位)
	3年目 6単位	3年前期	保健福祉政策論 (必修・2単位)	
			医療統計学特論 (選択・2単位)	
			リハビリテーション管理学特論 (選択・2単位)	
3年後期		3年後期は修士論文作成を主に行う		



【本学大学院修了後の進路】

- 生理学分野における研究法を身に付け、臨床現場で活用する。
- 教員として学生指導に従事する。
- 大学院博士後期課程を目指す。

【リハビリテーション科学専攻 臨床応用分野 長期履修モデル(3年)】

【修了要件及び履修方法】

必修16単位、基礎科目及び専門科目の選択科目から14単位以上を修得して合計30単位以上修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。なお、専門科目では各分野に応じて、指導教員の担当する特論及び特論演習の2科目4単位を選択必修とする。

の科目は必修及び選択必修を示す

特別研究を除く単位数	科目	基礎科目	専門科目	特別研究		
特別研究を除き22単位以上を修得	1年目 8単位	1年前期	リハビリテーション科学特論 (必修・2単位)	運動器障害学特論 (選択必修・2単位)	研究指導 (必修・8単位)	
			身体機能解析学特論 (必修・2単位)			
		1年後期	身体機能解析学演習 (必修・2単位)			
	2年目 8単位	2年前期	生活支援学特論 (選択・2単位)			
			公衆衛生学特論 (選択・2単位)			
			プレゼンテーション技法 (選択・2単位)			
		2年後期		運動器障害学特論演習 (選択必修・2単位)		
	3年目 6単位	3年前期	保健福祉政策論 (必修・2単位)			
			医療統計学特論 (選択・2単位)			
			リハビリテーション管理学特論 (選択・2単位)			
3年後期		3年後期は修士論文作成を主に行う				



修士論文の提出及び最終試験に合格(合計30単位以上を修得)



学位授与(修士・リハビリテーション科学)

【本学大学院修了後の進路】

臨床応用学分野における研究法を身に付け、臨床現場で活用する。

教員として学生指導に従事する。

大学院博士後期課程を目指す。

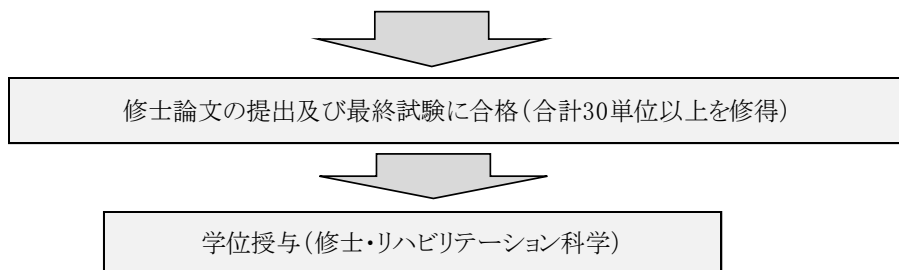
【リハビリテーション科学専攻 健康増進分野 長期履修モデル(3年)】

【修了要件及び履修方法】

必修16単位、基礎科目及び専門科目の選択科目から14単位以上を修得して合計30単位以上修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。なお、専門科目では各分野に応じて、指導教員の担当する特論及び特論演習の2科目4単位を選択必修とする。

の科目は必修及び選択必修を示す

特別研究を除く単位数	科目	基礎科目	専門科目	特別研究	
特別研究を除き22単位以上を修得	1年目 8単位	1年前期	リハビリテーション科学特論 (必修・2単位)	ヘルスプロモーション学特論 (選択必修・2単位)	
			身体機能解析学特論 (必修・2単位)		
		1年後期	身体機能解析学演習 (必修・2単位)		
	2年目 8単位	2年前期	生活支援学特論 (選択・2単位)		研究指導 (必修・8単位)
			公衆衛生学特論 (選択・2単位)		
			プレゼンテーション技法 (選択・2単位)		
		2年後期		ヘルスプロモーション学特論演習 (選択必修・2単位)	
	3年目 6単位	3年前期	保健福祉政策論 (必修・2単位)		
			医療統計学特論 (選択・2単位)		
			リハビリテーション管理学特論 (選択・2単位)		
3年後期		3年後期は修士論文作成を主に行う			



【本学大学院修了後の進路】

健康増進分野における研究法を身に付け、臨床現場で活用する。

教員として学生指導に従事する。

大学院博士後期課程を目指す。

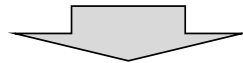
【リハビリテーション科学専攻 生理学分野 長期履修モデル(4年)】

【修了要件及び履修方法】

必修16単位、基礎科目及び専門科目の選択科目から14単位以上を修得して合計30単位以上修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。なお、専門科目では各分野に応じて、指導教員の担当する特論及び特論演習の2科目4単位を選択必修とする。

□の科目は必修及び選択必修を示す

特別研究を除く 単位数	科目	基礎科目	専門科目	特別研究
	1年目 8単位	1年前期	リハビリテーション科学特論 (必修・2単位)	神経生理学特論 (選択必修・2単位)
身体機能解析学特論 (必修・2単位)				
1年後期		身体機能解析学演習 (必修・2単位)		
2年前期		生活支援学特論 (選択・2単位)		
		2年後期		神経生理学特論演習 (選択必修・2単位)
2年目 4単位		3年前期	公衆衛生学特論 (選択・2単位)	
	プレゼンテーション技法 (選択・2単位)			
	医療統計学特論 (選択・2単位)			
	3年後期	履修科目なし		
3年目 6単位	4年前期	保健福祉政策論 (必修・2単位)		
		リハビリテーション管理学特論 (選択・2単位)		
	4年後期	4年後期は修士論文作成を主に行う		
4年目 4単位				



修士論文の提出及び最終試験に合格(合計30単位以上修得)



学位授与(修士・リハビリテーション科学)

【本学大学院修了後の進路】

生理学分野における研究法を身に付け、臨床現場で活用する。

教員として学生指導に従事する。

大学院博士後期課程を目指す。

【リハビリテーション科学専攻 生理学分野 長期履修モデル(4年)】

【修了要件及び履修方法】

必修16単位、基礎科目及び専門科目の選択科目から14単位以上を修得して合計30単位以上修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。なお、専門科目では各分野に応じて、指導教員の担当する特論及び特論演習の2科目4単位を選択必修とする。

□の科目は必修及び選択必修を示す

特別研究を除く単位数	科目	基礎科目	専門科目	特別研究
1年目 8単位	1年前期	リハビリテーション科学特論 (必修・2単位)	神経生理学特論 (選択必修・2単位)	研究指導 (必修・8単位)
		身体機能解析学特論 (必修・2単位)		
	1年後期	身体機能解析学演習 (必修・2単位)		
2年目 4単位	2年前期	生活支援学特論 (選択・2単位)		
	2年後期		神経生理学特論演習 (選択必修・2単位)	
3年目 6単位	3年前期	公衆衛生学特論 (選択・2単位)		
		プレゼンテーション技法 (選択・2単位)		
		医療統計学特論 (選択・2単位)		
	3年後期	履修科目なし		
4年目 4単位	4年前期	保健福祉政策論 (必修・2単位)		
		リハビリテーション管理学特論 (選択・2単位)		
	4年後期	4年後期は修士論文作成を主に行う		



修士論文の提出及び最終試験に合格(合計30単位以上修得)



学位授与(修士・リハビリテーション科学)

【本学大学院修了後の進路】

生理学分野における研究法を身に付け、臨床現場で活用する。

教員として学生指導に従事する。

大学院博士後期課程を目指す。

【リハビリテーション科学専攻 健康増進分野 長期履修モデル(4年)】

【修了要件及び履修方法】

必修16単位、基礎科目及び専門科目の選択科目から14単位以上を修得して合計30単位以上修得し、修士論文の提出及び最終試験に合格すること。なお、専門科目では各分野に応じて、指導教員の担当する特論及び特論演習の2科目4単位を選択必修とする。

□の科目は必修及び選択必修を示す

特別研究を除く単位数	科目	基礎通科目	専門科目	特別研究	
特別研究を除き22単位以上を修得	1年目 8単位	1年前期	リハビリテーション科学特論 (必修・2単位)	ヘルスプロモーション学特論 (選択必修・2単位)	研究指導 (必修・8単位)
			身体機能解析学特論 (必修・2単位)		
		1年後期	身体機能解析学演習 (必修・2単位)		
	2年目 4単位	2年前期	生活支援学特論 (選択・2単位)		
		2年後期		ヘルスプロモーション学特論演習 (選択必修・2単位)	
	3年目 6単位	3年前期	公衆衛生学特論 (選択・2単位)		
			プレゼンテーション技法 (選択・2単位)		
			医療統計学特論 (選択・2単位)		
		3年後期	履修科目なし		
	4年目 4単位	4年前期	保健福祉政策論 (必修・2単位)		
			リハビリテーション管理学特論 (選択・2単位)		
		4年後期	4年後期は修士論文作成を主に行う		



修士論文の提出及び最終試験に合格(合計30単位以上修得)



学位授与(修士・リハビリテーション科学)

【本学大学院修了後の進路】

健康増進分野における研究法を身に付け、臨床現場で活用する。

教員として学生指導に従事する。

大学院博士後期課程を目指す。

北海道文教大学大学院長期履修学生に関する規程

(平成 27 年 3 月 26 日 則 第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北海道文教大学大学院学則(平成 14 年 12 月 19 日 則 第 37 号。以下「大学院学則」という。)第 10 条の 3 第 2 項の規定に基づき、北海道文教大学大学院における長期履修学生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象となる学生)

第 2 条 長期履修学生を願い出できる者は、次の各号の一に該当する者で、標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望した者とする。

- (1) 職業を有している者(自営業、臨時雇用、非常勤等を含む。)
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他本学大学院において前 2 号に準ずると認められた者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期にわたる教育課程を履修することができる期間は、大学院学則第 8 条に規定する期間以内とする。

2 休学期間は、長期履修期間には算入しない。

(申請手続き)

第 4 条 長期履修を希望する新入生は入学手続き時に行うものとする。また、在学生にあつては、1 年次の後期が終了する 2 月末までに次の各号に定める申請書類を研究科長に提出する。

- (1) 長期履修申請書(別紙様式 1)
- (2) 在職証明書又は在職が確認できる書類(職業を有している場合)
- (3) 家事従事、育児又は介護等に従事している者の申立書(様式任意)

(履修期間の変更)

第 5 条 長期履修学生が、許可された履修期間の短縮又は延長を希望するときは、長期履修期間短縮願(別紙様式 2)又は長期履修期間延長願(別紙様式 3)を所属する研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

2 許可された履修期間の変更は、在学中 1 回限りとする。ただし、修了予定年次開始後の変更はできないものとする。

(授業料の納入)

第 6 条 申請が許可された学生は、長期履修学生の所定の授業料を各学期の納入期限までに納入する。又短縮を許可された学生は、すでに納入済みの授業料を除いた残りの授業料を各学期の納入期限までに納入する。

(授業料の算定)

第 7 条 長期履修を許可された学生が納入する 1 年間の授業料は、修士課程 2 年間の授業料の額を在学期間で除して得た額とする。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成29年度
北海道文教大学大学院の納付金について(案)
(リハビリテーション科学研究科)

◎標準修業年限(2年間)

	1年次		2年次	
	入学手続時	後期	前期	後期
入学料	200,000 円	—	—	—
授業料	400,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円
計	600,000 円	400,000 円	400,000 円	400,000 円
年間納入金額	1,000,000 円		800,000 円	

◎長期履修学生制度(3年コース)

	1年次		2年次		3年次	
	入学手続時	後期	前期	後期	前期	後期
入学料	200,000 円	—	—	—	—	—
授業料	266,000 円	266,000 円	267,000 円	267,000 円	267,000 円	267,000 円
計	466,000 円	266,000 円	267,000 円	267,000 円	267,000 円	267,000 円
年間納入金額	732,000 円		534,000 円		534,000 円	

◎長期履修学生制度(4年コース)

	1年次		2年次		3年次		4年次	
	入学手続時	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学料	200,000 円	—	—	—	—	—	—	—
授業料	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
計	400,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円
年間納入金額	600,000 円		400,000 円		400,000 円		400,000 円	

委 員 会 規 程 一 覧

- ・北海道文教大学研究倫理審査委員会規程
- ・北海道文教大学総合ネットワーク管理委員会規程
- ・北海道文教大学及び北海道文教大学大学院大学評価委員会規程
- ・北海道文教大学及び北海道文教大学大学院自己点検・評価専門部会規程
- ・北海道文教大学及び北海道文教大学大学院教育開発センター規程

自己点検・評価に関する今後の計画

大学基準協会・大学基準適合認定（第2回 認証評価）
認定期間：2011.4.1～2018.3.31（7年間）

作業スケジュール

年度	日 程	作業内容
2011	(2011.3 作業療法学科第1回生卒業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学基礎データの調査・集計 ・ 各 学科内自己点検評価
2012	(2012.3 看護学科第1回生卒業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学基礎データの調査・集計 ・ 各 学科内自己点検評価
2013		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学基礎データの調査・集計 ・ 全学自己点検評価 ・ 外部評価
2014	(2014.3 国際言語学科及びこども発達学科第1回生卒業) ・ 大学基準協会へ勧告・助言事項に係る改善実施概況を「改善報告書」として提出（7月末日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学基礎データの調査・集計 ・ 各 学科内自己点検評価 ・ 「改善報告書」の作成（6月末まで）
2015		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学基礎データの調査・集計 ・ 各 学科内自己点検評価
2016	・ 2017（平成29）年度大学評価申請 (2017.1 自己点検評価報告書草案提出… etc.)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学基礎データの調査・集計 ・ 全学自己点検評価
2017	・ 2017（平成29）年度大学評価（認証評価） 受審	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学基礎データの調査・集計 ・ 各 学科内自己点検評価